

新潟市介護保険料口座振替事務取扱要領

1 目的

新潟市介護保険料の納付方法を合理化し、被保険者の納付利便を図ると共に納期内納付の向上を期することを目的とする。

2 対象者

介護保険に加入している被保険者（納付義務者・連帯納付義務者）であって、取扱金融機関に預金口座を有し、当該金融機関の承諾を得た者とする。

3 対象科目

口座振替の対象とする保険料は、介護保険第1号被保険者普通徴収分の当該指定納期限の保険料とする。

4 納入通知書の送付

納入通知書は、市から直接納付義務者に通知する。

5 取扱金融機関

介護保険料を電子媒体により口座振替処理することを承諾した新潟市指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及びゆうちょ銀行（以下「取扱金融機関」という）とする。

6 指定預金口座

納付義務者（被保険者）の指定した本人または配偶者、世帯主名義の普通預金・当座預金・通常貯金等であって、当該金融機関の承諾を得た1口座とする。

7 口座振替の開始

毎月20日（ただし、20日が休業日に当たる場合は、前営業日）までに申込依頼のあった翌月分の保険料から口座振替を開始する。21日以降の申込依頼は、翌々月分の保険料から口座振替を開始する。

8 取扱金融機関への申込

(1) 納付義務者の申込手続

口座振替納付を希望する納付義務者は、新潟市介護保険料口座振替依頼書（様式1号及び様式1号の2。以下「振替依頼書」という。）及び口座振替納付届（様式2号。以下「納付届」という。）に所定の事項を記載・押印して取扱金融機関に提出する。

(2) 取扱金融機関の事務処理

取扱金融機関は、納付義務者から口座振替による介護保険料納付の申込を受けたときは「振替依頼書」及び「納付届」により手続きを行う。

取扱金融機関は、下記の依頼人の記入項目を確認し、取扱金融機関の記入・確認項目に必要事項を記入のうえ受理する。また、「振替依頼書」の金融機関確認欄に確認印を押印し、振替開始月を記入し、取扱金融機関で保管する。同（控）は納付義務者へ返却する。また、「納付届」は、金融機関確認欄に押切印を押印のうえ指定金融機関を経由して、市へ送付する。

取扱金融機関が確認する「振替依頼書」及び記載する「納付届」の項目は、以下の通りとする。

①【依頼人の記入項目】

ア 金融機関名

預金口座を有する金融機関名・支店名

イ 預金の種類

該当の預金種類を○で囲む。

ウ 預金口座番号

預金口座番号・通帳番号を右詰めで記入

エ 預金名義人

預金名義人の住所・氏名（フリガナ）・電話番号

オ 届出印

預金の届出印を「振替依頼書」及び「納付届」に押印

カ 納付義務者の氏名・住所・介護保険被保険者番号

介護保険料納付義務者の住所・氏名及び介護保険被保険者番号

キ 「口座名義人が本人以外の場合の被保険者との関係」

預貯金名義人が納付義務者（被保険者に限る。）と異なる場合、配偶者か世帯主
いずれかを選択。

②【取扱金融機関の記入・確認項目】

ア 受付年月日

取扱金融機関で受理した日付を記入

イ 介護保険被保険者番号

介護保険被保険者番号は、被保険者証・納入通知書・領収書により確認する。

ウ 金融機関コード

全銀協統一金融機関コード及び店舗コードを記入する。

エ 金融機関確認印（納付届）

「振替依頼書」及び「納付届」の内容を確認して「納付届」の金融機関確認欄
に押切印を押印

オ 口座振替開始月

「振替依頼書」・「納付届」に口座振替開始月を記入

カ 「口座名義人が本人以外の場合の被保険者との関係」

預貯金名義人が納付義務者（被保険者に限る。）と異なる場合の，該当項目の記入を確認する。

（3）市の事務処理

取扱金融機関から納付届の送付があったときは，記載事項を確認のうえ受理し，口座振替に係る所定の事務処理を行う。

9 取扱金融機関への口座振替依頼電子媒体等の送付

納付義務者の納付額等を記録した口座振替依頼電子媒体は，各月毎に取扱金融機関へ納期限の6営業日前までに，介護保険料口座振替納付書送付書（様式3号）を添付し送付する。

10 振替日

振替日は各納期限の最終日とする。なお，納期限が休日の場合，振替日は翌営業日とする。

11 取扱金融機関の振替納付の事務処理

（1） 取扱金融機関は，振替日に納付義務者の指定預金口座から口座振替依頼電子媒体に記録された金額を払い出し，納付する。

（2） 取扱金融機関は，振替結果を口座振替結果電子媒体に収録し，介護保険料口座振替報告書（様式4号）を添付し，指定金融機関を經由して市に送付する。

12 口座振替の停止

口座振替依頼電子媒体が取扱金融機関に送付された後、市から口座振替停止連絡票が2営業日前迄に送付されたときは、連絡票に基づいて委託者（市）の都合による振替停止（振替不能理由番号：9）として処理する。

13 振替不能の取扱

（1） 取扱金融機関の処理

振替日において振替不能のものがあるときは、当該電子媒体に理由を記録して介護保険料口座振替報告書とともに、指定金融機関を経由し市に返戻する。

（2） 市の処理

振替不能分は、新潟市介護保険条例施行規則（平成12年3月31日規則第43号）で定める督促状を納付義務者へ送付し、これにより振替不能であったことを通知する。

14 口座振替の廃止

（1） 廃止手続

納付義務者が口座振替を廃止しようとするときは、新潟市介護保険料口座振替廃止届（様式5号、様式5号の2、様式5号の3。以下「廃止届」という。）を取扱金融機関に提出する。

（2） 取扱金融機関の事務処理

取扱金融機関は納付義務者から口座振替を廃止したい旨の申出があったときは、「廃止届」により手続を行う。

取扱金融機関は、8（2）と同様に依頼人の記入項目を確認し、取扱金融機関の記入・確認項目に必要事項を記入のうえ受理する。また、「廃止届」の金融機関確認

欄に確認印を押印し，廃止月を記入し，様式5号は取扱金融機関で保管し，様式5号の2を納付義務者へ返却する。様式5号の3は金融機関確認欄に押切印を押印のうえ「納付届」と同様指定金融機関を経由して，市へ送付する。

(3) 市の処理

取扱金融機関から様式5号の3の送付があったときは，記載事項を確認のうえ受理し，廃止に係わる所定の事務処理を行う。

15 口座振替の解約

口座振替による介護保険料の納付が，長期にわたり預金不足のため振替不能となっている場合，市は口座振替の解約について納付義務者に予告を行った後，解約する。また，解約した納付義務者については，当該取扱金融機関に通知する。

16 報告書類の送付

介護保険料口座振替報告書は，第四北越銀行本店公金取扱担当課へ送付する。

17 納付義務者への振替納付済額の通知

各納期の領収書は省略し，通帳の記帳をもって，これに代えるものとする。

18 帳票

この口座振替事務に要する帳票は次のとおりとし，市が作成して取扱金融機関へ必要部数を送付する。

新潟市介護保険料口座振替依頼書（様式1号，様式1号の2，様式2号）

介護保険料口座振替納付書送付書（様式3号）

介護保険料口座振替報告書（様式4号）

新潟市介護保険料口座振替廃止届（様式5号，様式5号の2，様式5号の3）

19 その他

この要領に定めるもののほか，必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は，平成12年8月10日から施行し，平成12年10月（平成12年度第1期）分の介護保険料から適用する。

（平成12年度の特例措置）

- 2 平成12年10月（平成12年度第1期）分の介護保険料に限り，7の規定中「申込依頼のあった日の翌月分」とあるのは「平成12年8月31日までに申込依頼があったものについて平成12年10月（平成12年度第1期）分」に読み替えるものとする。
- 3 平成12年度9月1日から同月30日までに申込依頼があったものに限り，7の規定中「翌月」とあるのは「翌々月」と読み替えるものとする。ただし，取扱金融機関がこの読み替えを行わないことを妨げないものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は，制定の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出された新潟市介護保険料口座振替事務取扱要領（平成12年8月10日制定。以下「取扱要領」という。）様式1号、様式1号の2、様式2号及び様式第6号、様式6号の2、様式6号の3は、改正後の取扱要領様式1号、様式1号の2、様式2号及び様式第6号、様式6号の2、様式6号の3により提出されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、制定の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出された新潟市介護保険料口座振替事務取扱要領（平成12年8月10日制定。以下「取扱要領」という。）様式1号、様式1号の2、様式2号及び様式第6号、様式6号の2、様式6号の3は、改正後の取扱要領様式1号、様式1号の2、様式2号及び様式第6号、様式6号の2、様式6号の3により提出されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出された新潟市介護保険料口座振替事務取扱要領（平成12年8月10日制定。以下「取扱要領」という。）様式1号、様式1号の2、様式2号は、改正後の取扱要領様式1号、様式1号の2、様式2号により提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前であつ令和2年1月1日以降に提出された新潟市介護保険料口座振替事務取扱要領（平成12年8月10日制定。以下「取扱要領」という。）様式1号，様式1号の2，様式2号及び様式第6号，様式6号の2，様式6号の3は、改正後の取扱要領様式1号，様式1号の2，様式2号及び様式5号，様式5号の2，様式5号の3により提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年2月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。